

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所  
「ショートステイやすらぎの里・大田原」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(栃木県指定第 0971000153 号)

当事業所はご契約者に対して、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）サービスを提供します。

事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

- 1 事業者
- 2 事業所の概要
- 3 職員の配置状況
- 4 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 5 虐待の防止について
- 6 身体拘束について
- 7 非常災害対策
- 8 衛生管理等
- 9 業務継続計画の策定等について
- 10 ハラスメント防止対策について
- 11 情報の提供について
- 12 緊急時の対応
- 13 苦情の受付について

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 章佑会
- (2) 法人所在地 東京都練馬区大泉学園町7丁目12番30号
- (3) 電話番号 03-5387-5577
- (4) 代表者氏名 理事長 馬場 康雄
- (5) 設立年月日 平成6年3月9日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所  
平成29年4月1日指定 栃木県第 0971000153 号

(2) 事業所の所在地 栃木県大田原市北大和久1番地3

(3) 電話番号 0287-24-0600

※ 当事業所は 特別養護老人ホームやすらぎの里・大田原に併設されています。

(4) 管理者氏名 國井 芳雄

(5) 当事業所の理念

社会福祉法人章佑会は

「あらゆるひとに、生きる夢と勇気と希望を提供する。」

「互いの命の尊厳を尊重し、他人の幸せを願う心をもつ。」

「何かをするのではなく、させていただく心をもつ。」

法人理念に基づき、お互いが支え合い、笑顔と笑い声にあふれる明るい社会づくりを目指します。

(6) 開設年月日 平成 4年 11月 1日

(7) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

受付時間 8:30～17:30

(8) 利用定員 10人

(9) 通常の事業実施地域 栃木県大田原市

(10) 事業の目的及び運営の方針

(目的)

社会福祉法人章佑会が開設する、ショートステイやすらぎの里大田原（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

(運営方針)

① 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

③ 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。

④ 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

⑥ 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(10) 居室・設備の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。滞在される居室は多床室（4 人部屋）です。空きがあれば個室も利用できますが、居室の面積等の関係から個室を使用した場合も多床室利用扱いとなります（別途個室料金は発生しません）。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	9 室 (9.8 m <sup>2</sup> )	多床室
4 人部屋	11 室 (33 m <sup>2</sup> )	多床室
食堂（リビング）	3 ヶ所	
機能訓練スペース	1 ヶ所	
医務室	1 室	1 室
浴室	個浴槽 2 槽・特殊浴槽 1 槽	1 室 (3 ヶ所)

※ 上記は、栃木県が定める基準により、指定短期入所生活介護等事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(11) サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について第三者観点からの評価実施状況についてです。

<b>【実施の有無】</b>	無
----------------	---

3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護等サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準
1 施設長（管理者）	1 名	1 名
2 生活相談員	1 名	1 名
3 介護職員	利用者に対し 3 : 1 の割合以上	利用者に対し 3 : 1 の割合以上
4 看護職員	1 名（常勤） 4 名（ユニット型と兼務）	3 名以上
5 機能訓練指導員	1 名	1 名
6 医師	1 名（従来型と兼務）	1 名
7 栄養士	1 名（従来型と兼務）	1 名

※常勤換算

※常勤換算

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、  
1 名（8 時間× 5 名÷ 40 時間＝ 1 名）となります。

※職務内容について

**施設長（管理者）**

- 従業者の管理及び利用申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 従業者に法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行います。
- （予防）短期入所生活介護の実施状況を把握し、必要な指揮命令を行います。

#### 生活相談員

- 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活指導及び入浴、排泄、食事等の介護に関する相談および援助などを行います。
- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（予防）短期入所生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。
- 利用者へ（予防）短期入所生活介護計画を交付します。
- （予防）短期入所生活介護の実施状況の把握及び（予防）短期入所生活介護計画の変更を行います。
- それぞれの利用者について、（予防）短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

#### 介護職員

- （予防）短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に合った日常生活上の支援を適切に行います。

#### 看護職員

- サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。
- 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。
- 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。

#### 機能訓練指導員

- 短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。

#### 医師

- 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。

#### 栄養士

- 適切な栄養管理を行います

#### <主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1 医師	毎週 火・木曜日 13:00～15:00
2 介護職員	【早番】 ① 7:00～16:00
	【遅番】 ① 10:00～19:00
3 看護職員	【日勤】 ① 8:30～17:30
	【夜勤】 ① 17:20～9:20
3 看護職員	【早番】 7:30～16:30 【日勤】 8:30～17:30 【責任番】 9:30～18:30
4 機能訓練指導員	8:30～17:30

#### 4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| ① 利用料金が介護保険から給付される場合<br>② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費・食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- ① 入浴
  - ・ 原則として、週に2日入浴していただくことができます。
  - ・ ただし、ご契約者の状態に応じて特別浴または清拭となる場合があります。
- ② 排泄
  - ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ③ 機能訓練
  - ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④ 送迎サービス
  - ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます（料金表参照）。
- ⑤ その他自立への支援
  - ・ ご契約者の1日の生活の流れに沿って、心身の状況に応じた支援を適切に行います。
  - ・ 寝たきり防止のため、離床を適切に支援します。
  - ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを適切に支援します。
  - ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、整容を適切に支援します。
- ⑥ 生活相談
  - ・ 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関する事を含め相談できます。
- ⑦健康管理
  - ・ 毎日のバイタルチェック（血圧測定・体温測定・酸素濃度測定等）を行い、異常の早期発見・健康管理に努めます。

<サービス利用料金>

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

- (ア) 基本料金（料金表別紙参照）
- (イ) 加算料金（料金表別紙参照）

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載してある負担限度額とします。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を

変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ① 食事

- ・ 当施設では、栄養士が立てる献立表によりご契約者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 食事時間は次のとおりです。  
朝食 7:30 から 昼食 12:00 から 夕食 18:00 から
- ・ 食費は利用者の方の市町村民税の負担状況等によって負担額が異なります。なお、利用者お一人おひとりの健康、栄養状態に基づいた栄養管理費用については、介護保険の給付対象となります（**料金表別紙参照**）。

#### ② 理髪・美容

- ・ 理容師・美容師の出張による理容・美容サービスをご利用いただけます。  
利用料金：要した費用の実費

#### ③ レクリエーション、クラブ活動

- ・ ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動にご参加いただくことができます。  
利用料金：材料代等の実費

#### ④ 複写物の交付

- ・ ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。  
※サービスに関する記録の保管は運営規定では最低2年となっていますが、5年間保存するものとします。

#### ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・ 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
- ・ おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

#### ⑥ 滞在費

- ・ 当施設は、すべての居室が従来型の4人部屋となっており、滞在費（居室料及び水道光熱費）をご負担いただきます。ご利用料金は、利用者の方の市町村民税の負担状況等により負担額が異なります（**料金表別紙参照**）。

#### ⑦ 送迎実費

- ・ 通常の事業実施地域を越えた区間につき、片道10kmまで250円、片道10kmを越える場合500円を徴収させていただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用については、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いいただきます。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

① 口座振替でのお支払にご協力ください。

※栃木県内の金融機関すべて取引可能です。

② 現金でのお支払いは出来るだけ当施設の事務所窓口へ直接お支払ください。

受付時間：月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：30

※下記期間においては、窓口が休みとなります。ご了承ください。

○土・日・祝日 ○お盆（8月13日～16日） ○お正月（12月29日～1月3日）

(4) 利用の中止、変更、追加

- ・ 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護等サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金の1割（自己負担相当額）をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ・ サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- ・ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5 5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員 吉澤 秀一
-------------	-------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

6 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場

合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 7 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)	施設長 國井 芳雄
--------------------	-----------

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。  
避難訓練実施時期：(毎年2回)
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 8 衛生管理等

- (1) (予防) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 9 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定予防短期入所生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10 ハラスメント防止対策について

当施設が利用者に対してより良い介護サービスを提供できる勤務環境を確保するために介護現場における、利用者・家族等から職員への行為、職員から利用者・家族等への行為（下記ア～ウのような行為）について、防止するための方針を明確化し、必要な措置を講じます。

- ア. 身体的暴力（暴行・障害等）
- イ. 精神的暴力（脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言等）
- ウ. セクシャルハラスメント（性的な発言・性的な行動）

## 11 情報の提供について

当事業者が、ご利用者の情報を他機関に提供する場合は以下のとおりです。

- (1) ご利用者に医療上または介護上、緊急の必要性がある場合には、他医療機関等にご利用者の心身に関する情報を提供することがあります。

- (2) ご利用者が退所する場合、退所のための援助について他医療機関等に情報を提供する必要があると認められる場合には、あらかじめ文書でご利用者の同意を得るものとします。

## 1 2 緊急時の対応

容態急変時・事故発生時等の対応については以下のとおりです。

- (1) ご契約者の容態が急変した場合は、ご家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医等へ連絡し、必要な措置を講じます。以下事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく事があります。(夜間帯も同様)
- ・ご利用者が中途退所を希望した場合
  - ・入浴日の健康チェックの結果、体調が思わしくなかった場合
  - ・利用中に体調が悪くなった場合
  - ・他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ※体調不良等でご自宅に退所する場合は、ご利用者の状態に応じて、ご家族にお迎えに来ていただく事もございます。
- (2) ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族等や関係市町村へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 事故発生時における、職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを整備し、職員に徹底いたします。

- (4) 下記に緊急時の連絡先をご記入下さい。

緊急連絡先①			
氏名		続柄	
住所		電話	
緊急連絡先②			
氏名		続柄	
住所		電話	
主治医 ※病院又は診療所			
医院名		医師名	
住所		電話	

## 7. 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。  
また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

○苦情受付窓口 (解決責任者) 施設長 國井 芳雄  
 (受付担当者) 介護支援専門員 磯 知行  
 生活相談員 吉澤 秀一  
 連絡先 0287-24-0600 (当施設)

○受付時間 8:30~17:30

○第三者委員 平野 トミ子 住所:大田原市花園 1-80 連絡先:0287-28-1754  
 櫻岡 増実 住所:大田原市北大和久 54-2 連絡先:0287-24-2238

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大田原市高齢者幸福課	所在地	大田原市本町 1-4-1
	電話番号	0287-23-8678
	受付時間	8:30~17:15 (土日祝日を除く)
国民健康保険団体連合会 介護福祉課介護サービス担当	所在地	宇都宮市本町 3-9 栃木県本町合同ビル内
	電話番号	028-622-7242 (代表)
	受付時間	8:30~17:00 (土日祝日を除く)
栃木県運営適正化委員会	所在地	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
	電話番号	028-622-2941
	受付時間	9:00~16:00 (土日祝日を除く)

(2) 相談・苦情に関する体制及び手順  
 別紙フロー図のとおり

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護等サービス提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

ショートステイサービスやすらぎの里・大田原

説明者職名 職種 氏名 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

ご家族住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※ この重要事項説明書は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 14 号）第 152 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## 【重要事項説明書付属文書】

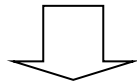
### 1 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2階
- (2) 建物の延床面積 2,368.3㎡

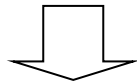
### 2 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」（以下「短期入所生活介護計画等」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第2条参照）

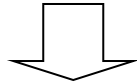
- ① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護計画等の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



- ② その担当者は短期入所生活介護計画等の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



- ③ 短期入所生活介護計画等は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画等を変更します。



- ④ 短期入所生活介護計画等が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

- ① 要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画等を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）

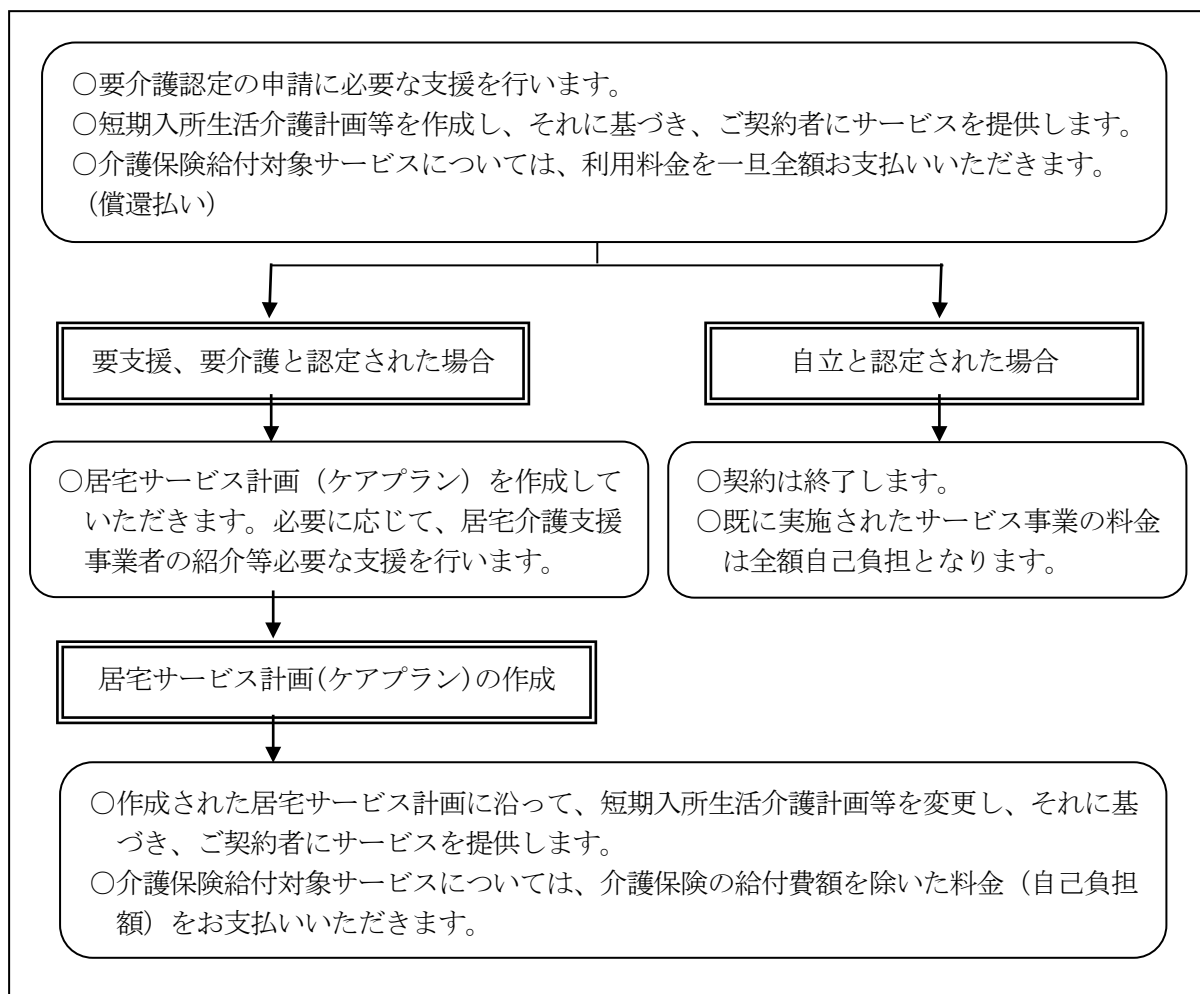


居宅サービス計画(ケアプラン)の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画等を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

## ②要介護認定を受けていない場合



## 3 サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を請じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 4 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

##### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

##### (3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）。

##### ○協力医療機関

###### 一 協力病院 那須赤十字病院（総合）

所在 栃木県大田原市中中原1081-4 電話 0287-23-1122

###### 二 \*医療機関の名称\* 齋藤内科医院

\*住所・電話\* 栃木県大田原市新富町3-4-18 ☎ 0287-22-6115

\*診療科目\* 歯科 ※歯科は訪問診療のみ対応

#### 5 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

#### 6 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護等サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。